

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月2日
【会社名】	ニチアス株式会社
【英訳名】	NICHIAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武井俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀一丁目6番1号
【電話番号】	03-4413-1111
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 中田公敬
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀一丁目6番1号
【電話番号】	03-4413-1111
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 中田公敬
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年12月28日
【発行登録書の効力発生日】	2019年1月10日
【発行登録書の有効期限】	2021年1月9日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年7月2日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年12月28日付で提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	ニチアス株式会社大阪支社 (大阪市中央区南船場四丁目11番10号) ニチアス株式会社名古屋支社 (名古屋市南区東又兵卫町二丁目30番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は「表紙」部分に記載のとおりであります。